続の開始の時」とあるのは「第二種特例経営承継相続の開始の時」と、第五項中「第六項」とあるのは「第八項」と、「相続の開始の時」とあるのは「第二種特例経営承継相続の開始の時」と、「第一種合併前特例相続認定中小企業者」とあるのは「第二種合併前特例相続認定中小企業者」と、「第一種特例相続報告基準日」とあるのは「第二種特例相続報告基準日」と、第七項中「第六項」とあるのは「第八項」と読み替えるものとする。

12・13　［略］

14　都道府県知事は、第一項又は第二項（第八項から第十三項までの規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合において、第一項又は第二項の確認をしたときは、様式第二十八による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは、様式第二十九により申請者である第一種特例贈与認定中小企業者又は第一種特例相続認定中小企業者に対して通知しなければならない。

15　［略］

（提出期限後の申請又は報告）

**第二十一条**　第七条第二項（同条第四項の規定により準用する場合を含む。）、第三項（同条第五項の規定により準用する場合を含む。）、第六項（同条第八項の規定により準用する場合を含む。）、第七項（同条第九項の規定により準用する場合を含む。）、第十項（同条第十二項の規定により準用する場合を含む。）、第十一項（同条第十三項の規定により準用する場合を含む。）、第十三条第二項（同条第三項から第五項までの規定により準用する場合を含む。）、第七項（同条第八項の規定により準用する場合を含む。）、第十項（同条第十一項の規定により準用する場合を含む。）、第十三条の二第二項（同条第三項の規定により準用する場合を含む。）、第十七条第二項若しくは第四項に規定する申請書又は第十二条第一項、第三項、第五項、第七項、第九項から第十一項（同条第十四項から第三十項までの規定により準用する場合を含む。）、第三十二項（同条第三十五項の規定により準用する場合を含む。）、第三十四項（同条第三十六項の規定により準用する場合を含む。）若しくは第十三条の三第二項（同条第五項及び第十三項の規定により準用する場合を含む。）に規定する報告書が当該各項に規定する提出期限までに提出されなかった場合においても、都道府県知事が当該提出期限内に提出されなかったことについて提出者の責めに帰することができないやむを得ない事情があると認める場合において、当該事情がやんだ後遅滞なく当該申請書又は当該報告書及び当該事情の詳細を記載した書類が提出されたときは、当該申請書又は当該報告書が当該提出期限内に提出されたものとみなす。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

様式第七、第七の二、第七の三及び第七の四を次のように改め、様式第七の五及び第七の六を加え、様式第八、第八の二、第八の三及び第八の四を次のように改め、様式第八の五及び第八の六を加え、様式第九、第十、第十の二、第十の三、第十一、第十二を次のように改め、様式第十二の二を加え、様式第十五、第十六及び第十七を次のように改め、様式第十七の二及び第十七の三を加え、様式第十八、第十九、第十九の二及び第二十一を次のように改め、様式第二十一の三を加え、様式第二十二及び第二十三を次のように改め、様式第二十四の三を加え、様式第二十五及び第二十六を次のように改める。

項中「第六項」とあるのは「第八項」と、「相続の開始の時」とあるのは「第二種特例経営承継相続の開始の時」と、「第一種合併前特例相続認定中小企業者」とあるのは「第二種合併前特例相続認定中小企業者」と、「第一種特例相続報告基準日」とあるのは「第二種特例相続報告基準日」と、第七項中「第六項」とあるのは「第八項」と読み替えるものとする。

12・13　［略］

14　都道府県知事は、第一項又は第二項（第三項から第十三項までの規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合において、第一項の確認をしたときは様式第二十八による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第二十九により申請者である第一種特例贈与認定中小企業者又は第一種特例相続認定中小企業者に対して通知しなければならない。

15　［略］

（提出期限後の申請又は報告）

**第二十一条**　第七条第二項（同条第四項、第六項及び第八項の規定により準用する場合を含む。）、第三項（同条第五項、第七項及び第九項の規定により準用する場合を含む。）、第十三条第二項（同条第三項から第五項までの規定により準用する場合を含む。）、第十三条の二第二項（同条第三項の規定により準用する場合を含む。）若しくは第十七条第二項に規定する申請書又は第十二条第一項、第三項、第五項、第七項、第九項、第十項、第十一項（同条第十四項から第二十六項までの規定により準用する場合を含む。）若しくは第十三条の三第二項（同条第十四項及び第十五項の規定により準用する場合を含む。）に規定する報告書が当該各項に規定する提出期限までに提出されなかった場合においても、都道府県知事が当該提出期限内に提出されなかったことについて提出者の責めに帰することができないやむを得ない事情があると認める場合において、当該事情がやんだ後遅滞なく当該申請書又は当該報告書及び当該事情の詳細を記載した書類が提出されたときは、当該申請書又は当該報告書が当該提出期限内に提出されたものとみなす。